

## TOB期間の延長

制度調査部  
横山 淳

### 金融商品取引法シリーズ-41

#### 【要約】

TOB、大量保有報告制度の見直しに関連して、その細目を定める政令が2006年12月8日に、内閣府令が12日に公布された。

政令・内閣府令の中では、TOBの期間についての細目も盛り込まれている。

具体的には、TOB期間の制限が従来の実日数ベースから営業日ベースに変更される。

#### はじめに（TOB、大量保有報告制度の見直し）

2006年6月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」（以下、改正法）によるTOB制度・大量保有報告制度の見直しに関連して、政省令が次の通り公布された。

2006年12月8日、「証券取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（政令第376号）

2006年12月8日、「証券取引法施行令の一部を改正する政令」（政令第377号）

2006年12月12日、「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第86号）

は、TOB制度・大量保有報告制度の見直しの施行期日を定めた政令である。は、TOB制度・大量保有報告制度の見直しの細目を定めるものである。

本稿では、のうちTOBの期間に関する部分を紹介する。

#### 1. TOB期間の見直し ～ 営業日ベースに

新しい政令の下では、TOB期間の制限が実日数ベースから、営業日ベースに変更されている（証券取引法施行令8）。

具体的には、TOB期間は次のようになる。

改正前	改正後
20日～60日の範囲内	20営業日～60営業日の範囲内

実日数ベースから営業日ベースとなることによって、T O B 期間は実質的に伸長されることとなる。

## 2 . T O B の対象会社による T O B 期間延長請求

### (1) 概要

改正法の下では、T O B の対象会社は公開買付者に対して、T O B 期間の延長請求を行うことが認められるようになった。

その際の手続きは、概ね次のようになる（証券取引法 27 の 10 ）。

「意見表明報告書」を通じて期間延長を請求する旨及びその理由を明らかにする。

「期間延長請求公告」を行う。

適切な要件を充たした期間延長請求が行われれば、公開買付者はそれに応じなければならない（証券取引法 27 の 10 ）。

### (2) T O B 期間延長請求の要件

T O B の対象会社が期間延長請求を行うことができる要件は、次のように整理できる。

(a) 公開買付者が予定する T O B 期間が一定期間よりも短い。

(b) 請求によって延長された T O B 期間が一定の範囲内である。

(c) T O B の期間延長請求を行う理由を明示している。

新しい政令によって、上記(a)と(b)についての具体的な基準が明らかにされている。

即ち、(a)については「( T O B 期間が ) **30 営業日未満**に設定された場合」、(b)については「( 変更後の T O B 期間が ) **30 営業日**」とされている（証券取引法施行令 9 の 3 ）。

一般に、双方の経営陣が合意の上で実施する友好的 T O B の場合、一旦、T O B が開始された後に T O B の対象会社が期間の延長を要求することは稀であろう。その意味では、T O B の期間延長請求が問題となるのは、いわゆる敵対的 T O B のケースが中心ということになる。

言い換えれば、新ルールの下ではこの期間延長請求が存在することから、敵対的 T O B の期間は「30 営業日」が一つの基準ということになるだろう。

### (3) 意見表明報告書の記載事項

前述のように、T O B 期間の延長請求は、「意見表明報告書」を通じて行うこととされている。

その具体的な記載事項について新しい内閣府令では、「8 【公開買付期間の延長請求】」の欄に、次のように記載することとしている（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下、公開買付府令） 第四号様式）。

**(期間を延長することを請求する場合)**

- その旨
- 延長後の期間が 30 営業日となる旨
- 延長後の期間の末日
- 延長請求する理由 (具体的に記載)

**(請求しない場合)**

- 「該当事項なし」と記載

**(4) 期間延長請求公告の方法・記載事項**

前述のように、TOBの対象会社が、「意見表明報告書」を通じてTOBの期間延長請求を行った場合、対象会社は「期間延長請求公告」もしなければならない。

具体的には、「意見表明報告書」にTOB期間の延長を請求する旨を記載した場合、「意見表明報告書」の提出期限 (TOB開始公告から 10 営業日) の翌日までに所定の事項を公告することが義務付けられる (証券取引法 27 の 10 、証券取引法施行令 13 の 2 )。

新しい政省令では、「期間延長請求公告」の公告方法について、基本的にTOB開始公告と同様としている。即ち、次のいずれかによるものとされている (証券取引法施行令 9 の 3 、公開買付府令 9)。

電子開示システム E D I N E T を用いた「電子公告」

2 以上の日刊新聞紙 (全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の場合は 1 以上) に掲載する方法

新しい内閣府令では、「期間延長請求公告」の記載事項に関しても、次のように定められている (公開買付府令 25 の 2)。

TOB の対象者の名称、所在地

意見表明報告書に TOB 期間の延長請求をする旨の記載をした旨

延長後の TOB 期間が 30 営業日となる旨

延長後の TOB 期間の末日

TOB に関する次の事項

- 公開買付者の氏名・名称、住所・所在地
- 買付け等を行う株券等の種類

**(5) 公開買付届出書の記載内容の改正**

TOB の対象会社による TOB 期間の延長請求制度が設けられたことから、新しい内閣府令では、公開買付者による公開買付届出書の記載内容にも改正が加えられている。

具体的には、次のような事項の記載が求められている (公開買付府令 第二号様式)。

**【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】**

**( T O B 期間が延長される可能性がある場合 )**

例えば「法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、公開買付対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は 30 営業日、公開買付期間は 月 日までとなります」など詳細に記載する。

**( T O B 期間が延長される可能性がない場合 )**

「当該事項なし」

**【期間延長の確認連絡先】**

期間延長の有無、延長後の公開買付期間の末日等を問い合わせる場合の連絡先、確認受付時間等を記載する。

### 3 . 施行日

上記の政省令については、2006 年 12 月 13 日から施行されている。